

令和5年7月14日

第37回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第37回会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月14日（金）午後3時～午後3時45分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）

会長 1番 成田 嘉孝

委員 2番 薄 正喜 3番 小畑 修一 4番 鈴木 寿夫 5番 鈴木 清介 6番 五十嵐 尚

7番 鈴木 富也 8番 波多野 健悟 9番 五十嵐 智子 10番 齋藤 恵子

坂下地区 渡部 淳 若宮地区 渡部 敦 金上地区 木村 行男 広瀬地区 二瓶 義典

川西地区 永山 廣隆 八幡地区 手代木 学 高寺地区 渡辺 清栄

4 欠席委員（0人）

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第41号 利用権設定内容の変更について

第4 議案第141号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第142号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 1 4 3 号 会津坂下町農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、事務局次長 渡部 聡、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(議長)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。
それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名であります。定数に達しております。
また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は7名です。
それでは、第37回農業委員会総会を開会いたします。
まず、前回審議した結果について、事務局より経過報告をお願いいたします。

(事務局)

前回審議した結果について経過報告をいたします。

まず、議案第137号の農地法第3条の5号案件につきましては、双方に錯誤があり、田については所有権移転しない旨の報告を受けており、後日取下げをする予定です。畑については、皆様に審議いただいたとおり、許可することとなります。

その他の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。

次に議案第138号の農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、6月21日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸付者、借受者に送付済みです。

次に議案第139号の現況確認証明については、申請者に対し証明書を交付済みです。

以上、報告いたします。

(議長)

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、7番 鈴木委員、8番 波多野委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第37回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 報告第40号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

(議長)

日程第3 報告第40号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

(議長)

1号案件から3号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件、2号案件は坂下東地区土地区画整理地内の農地であり、これまで従前地の地番、面積で契約していたものを合意解約し、今後、仮換地の地番、面積で再契約する予定です。

3号案件は、相対での契約を合意解約し、今後、中間管理機構の特例事業での売買となる予定です。

(議長)

1号案件から3号案件については、報告のとおり受理いたしましたのでご承知おき願います。

報告第41号「利用権設定内容の変更について」

(議長)

報告第41号「利用権設定内容の変更について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

(議長)

1号案件から4号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件から4号案件は全てJ Aでの契約で賃借料の変更です。変更内容の10a 当りの賃借料及び賃借料総額につきましては、記載のとおりです。

(議長)

1号案件から4号案件については、報告のとおり受理いたしましたのでご承知おき願います。

日程第4 議案第141号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第141号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

1号案件から7号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件及び2号案件の譲渡人の所有する農地は、いずれも譲受人の所有する農地に隣接しており、より効率的な営農をし、経営規模を拡大するための売買です。譲受人は高齢ではありますが、後継者もあり意欲的に営農をしているため問題ないものと思われます。

3号案件は、これまでは相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。

4号案件の申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、より効率的な営農を行うため、贈与による所有権移転をするものです。

5号案件及び6号案件は、効率的な営農を行うため、自作地相互交換による所有権移転です。

7号案件の申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、より効率的な営農を行うため、贈与による所有権移転をするものです。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 渡辺推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に7月10日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書

に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は許可适当と認め、許可することに決しました。

(議長)

2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 渡辺推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に7月10日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 永山推進委員)

3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に7月9日に訪問にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、3号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に7月10日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、4号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

5号案件から6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 手代木推進委員)

5号案件から6号案件について調査の結果を報告します。5号案件から6号案件の譲渡人・譲受人双方に7月12日に訪問にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。5号案件から6号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件から6号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、5号案件から6号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

7号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人双方に7月10日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書

に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。7号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。7号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、7号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

議案第142号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(議長)

議案第142号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

1号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。

本案件は、昨年の6月総会案件にもありましたバイオマス発電所の貯木場の拡張のための転用です。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は都市計画法の用途地域内にある農地であり第3種農地に該当します。

一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を貯木場にすることに對し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は地下浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(9番 五十嵐委員)

1号案件について調査の結果を報告します。7月13日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。同日13日に設定人・被設定人双方に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

議案第143号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第143号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

利用権設定1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

1号は公社が、八幡地区の田3,876㎡を借入れ、2号で八幡地区の認定農業者へ集積します。10a当りの賃借料は20,000円で、水利費を含んだ金額となっております。

(議長)

1号案件から2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 手代木委員)

1号案件から2号案件について調査の結果を報告します。1号案件の貸手には7月12日に訪問にて、2号案件の借手にも同日12日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件から2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件から2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、第37回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和5年7月14日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会長

署名委員

署名委員